

2. 利用料金

○訪問介護利用料金

1 利用料金

(1) 身体介護（午前8時～午後6時まで）

1日あたりの利用料金		介護保険適用時の
		1日あたりの自己負担額
(1) 20分未満	1,670円	167円
(2) 20分以上30分未満	2,250円	250円
(3) 30分以上1時間未満	3,960円	396円
(4) 1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円
以降30分増すごとに算定	840円	84円

※身体介護の(2)(4)に引き続き生活援助行った場合の加算(20分から起算して25分を増すごとにプラス670円(67円)2010円(210円)を限度)

(2) 生活援助（午前8時～午後6時まで）

1日あたりの利用料金		介護保険適用時の
		1日あたりの自己負担額
20分以上45分未満	1,830円	183円
45分以上	2,250円	225円

※自己負担額は、介護保険負担割合証に応じた基本利用料の割合額となります。

(3) 加算割増利用料

早朝割増（午前6時～午前8時まで）	上記料金の25%が加算
夜間割増（午後6時～午後10時まで）	上記料金の25%が加算
深夜割増（午後10時～午前6時まで）	上記料金の50%が加算
同時に二人のヘルパーが訪問する場合	上記料金の100%が加算

（４） 特定事業所加算【特定事業所加算Ⅰ】

当事業所は、体制要件及び人材要件の基準に適合し運営しています。

（５） 初回加算（10円／単位）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、月に200単位（利用料金）加算した金額となります。

（６） 緊急時訪問介護加算（10円／単位）

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合、1回100単位（利用料金）加算した金額となります。

（７） 同一建物居住者に対する訪問加算（10円／単位）

事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者が対象となります。

基本単位数の10%を減算しての単位数（利用料金）加算した金額となります。

（８） 介護職員処遇改善加算Ⅰ

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率13.7%乗じた単位数です。

※当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

（９） 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率6.3%乗じた単位数です。

※当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率2.4%乗じた単位数です。

※当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

(11) サービスを提供する対象地域以外の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。

- ① 通常の実施地域を越えてから10km未満 600円
- ② 通常の実施地域を越えてから10km以上 900円

○訪問型サービス

(1) 第1号訪問事業（訪問型サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス Ⅰ (1月につき)	1週間の提供回数が1回 程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス Ⅱ (1月につき)	1週間の提供回数が2回 程度の場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス Ⅲ (1月につき)	1週間の提供回数が2回 を超える場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

(注) 上記の基本利用料は、二戸地区広域行政事務組合が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	200円	300円

生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000 円	100 円	200 円	300 円
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13.7%			
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の 10.0%			
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の 5.5%			
特定処遇改善加算 (Ⅰ) ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の 6.3%			
特定処遇改善加算 (Ⅱ) ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の 4.2%			
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※		上記基本部分と各種加算減算の合計の2.4%			

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

○生活援助サービス料金表【介護保険外サービス】

【生活援助】

☆日常の家事やお盆・年末年始などの大掃除の手伝い。

☆庭や家の周りの草取り・除雪

☆買い物代行

他の内容についてもご相談下さい。

	1 時間	1 時間 3 0 分	2 時間
要介護に関係なく	2, 000	2, 500	3, 000

(上記金額に消費税が加算されます)

【身体介護】

☆食事・入浴・排泄などの介助

☆通院などの外出介助

他の内容についてもご相談下さい。

	1 時間	1 時間 3 0 分	2 時間
自立されている方	2, 000	2, 500	3, 000
要支援 1 の方	2, 000	2, 500	3, 000
要支援 2 の方	2, 000	2, 500	3, 000
要介護 1 の方	2, 000	2, 500	3, 000
要介護 2 の方	2, 000	2, 500	3, 000
要介護 3 の方	3, 000	3, 500	4, 000
要介護 4 の方	4, 000	4, 500	5, 000
要介護 5 の方	4, 000	4, 500	5, 000

(上記金額に消費税が加算されます)

※上記各料金は2時間以上の場合は30分増す毎に500円加算させていただきます。

※複数のヘルパーでの対応は上記各料金に人数を乗じた金額とします。

※上記料金に消費税を加算した金額をお支払いいただきます。